

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手技術者の配置（試行））

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承が難しくなり、建設業者の施工能力の低下や品質管理への影響が懸念されるため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 総合評価落札方式において、主任技術者として若手技術者を配置することを評価する取り組みを、平成 27 年 10 月から開始。更に、加点評価を平成 29 年 4 月から試行。しかし、年間約 30 件の試行において加点を申請する者は、2 割未満状況が続いている。（応札者のうち、加点申請者の率 H30：16.8%、R1：15.6%、R2：11.8%）

2 見直し内容

【見直し】

- 若手技術者(40歳未満)の主任技術者への配置について、加点を 0.25 点から 0.5 点へ拡大する（年間 30 件程度で試行）

(現行)		今回 (R4.4~)
評価項目	評価点 (現行)	評価点 (見直し)
若手技術者(40歳未満)の主任技術者の配置	0.25	0.5

【継続】

- 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40歳未満）を配置した場合、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価（全案件対象）

【将来構想】

- 若手技術者を現場代理人として配置することにより、当該工事を実績として将来、主任（監理）技術者となるべく経験を積む機会を確保するため、若手技術者(30歳未満)の現場代理人への配置について、加点を検討（試行を検討）

3 実施時期

令和 4 年 4 月の公告案件から適用